

旧警戒区域（帰還困難区域）から避難した申立人らについて、
①住宅の間取り、家具の数及び高額な仏壇があったことを考慮して、家財についての東京電力の定額賠償額715万円から185万円増額した家財賠償が認められた事例（同世帯家族の別事件があり、それぞれ450万円ずつ賠償）。
②避難中に死亡した被相続人の精神的損害につき、家族の別離及び要介護3であったことを考慮して、日常生活阻害慰謝料が月6割増額され、また、避難中にがんになり患したことで精神的・肉体的苦痛を被り、不自由な生活を強いられたことを考慮して、一時金50万円が認められた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人らと被申立人とは、次のとおり和解する。

1 和解契約の範囲

申立人らと被申立人とは、本件に関し、別紙損害表記載各損害項目（同表記載損害発生期間に限る）につき、和解することを相互に確認する。

2 表名及び保証（被相続人亡Aの相続について）

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（以下、「被相続人」という。）が、平成23年8月〇日に死亡し申立人らが、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- (2) 申立人らの知る限り、申立人らが、被相続人の全相続人であること

3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙損害表記載の各損害項目に係る支払金合計852万6752円の和解金支払義務のあることを認める。

4 支払方法

（省略）

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

6 清算条項

申立人ら及び被申立人は、別紙損害表に記載した平成23年3月11日から平成24年6月30日の期間に発生した移動費用及び本件で認められた損害に対する同表記載の弁護士費用につき（当該期間に限り、その遅延損害金を含む）、本和解契約書に定めるもののほか、同申立人らと被申立人との間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

平成25年7月24日

（仲介委員長 及川健二、仲介委員 五島丈裕）

別紙

損害表

【損害発生期間】

平成23年3月11日から平成24年6月30日までの期間における損害

【損害項目】

積極損害	移動費用	申立人X	2万6000円
		被相続人A	2万6000円
財物損害	車両		42万8400円
	動産（家財道具）		450万0000円
精神的損害	日常生活阻害慰謝料	申立人X	162万0000円
		被相続人A	62万0000円
	加算増額分	申立人X	18万6000円
		被相続人A	37万2000円
	一時金	被相続人A	50万0000円
損害額合計			827万8400円
弁護士費用			24万8352円
	支払金合計		852万6752円

以上